

船舶インシデント調査報告書

令和3年7月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（推進器故障）
発生日時	令和2年10月25日 08時10分ごろ
発生場所	三重県鳥羽市菅島 ^{すが} 亀子鼻西方沖 鳥羽坂手港1号防波堤灯台から真方位106° 1.3海里付近 （概位 北緯34° 28.6′ 東経136° 53.0′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{とくよし} 徳善丸は、航行中、プロペラが破損し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年11月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 徳善丸、5トン未満（長さ7.60m）
船舶番号、船舶所有者等	243-15783三重、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、係留地を出航し、約30分経過した頃、南に向け約15ノットの対地速力まで増速中、機関が運転状態で失速して漂流したので、本インシデント現場付近の海域に錨泊した。</p> <p>船長は、118番通報によって救助要請を行い、また、本船は、来援した巡視艇にえい航された。</p> <p>船長は、本インシデント後、推進器を確認したところ、プロペラを止めるナット及びプロペラシャフトは残っていたもののアルミ製の3翼のプロペラがなくなっていたので、プロペラが破損して飛び散ったと思った。</p> <p>船長は、アルミ製のプロペラは腐食しやすいので、毎年一回釣りシーズン前の6月ごろには陸揚げして船体整備をするように注意していた。</p>
分析	本船は、アルミ製プロペラの状態が把握されていない中、船長が航行したことから、同プロペラが破損して推進力が得られなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船がアルミ製プロペラの状態が把握されていない中、船長が航行したため、同プロペラが破損し、推進力が得られなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 船長は、プロペラなどのアルミ製の器具について、腐食のおそれがあるのでプロペラと共に防食亜鉛の状態を出航前などに定期的に点検すること。
- ・ プロペラは、耐食性のある金属製のものにすることが望ましい。